

## ま え が き

交通安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、昭和 45 年 6 月、交通安全対策基本法(昭和 45 年法律第 110 号)が制定され、昭和 46 年以降、5 年ごとに「群馬県交通安全計画」を策定し、各種の交通安全対策を実施してきました。

この結果、「交通戦争」と呼ばれていた昭和 47 年に 351 人を数えた本県における道路交通事故の死者数は、令和 2 年には統計史上最少となる 45 人にまで減少し、その後も 50 人以下の水準で推移しています。

これは、関係行政機関、市町村、関係民間団体のみならず、県民総参加による長年の努力の成果であると考えられます。

しかしながら、人口 10 万人当たりの交通人身事故発生件数や自転車の関係する交通人身事故発生件数は、全国ワースト上位が続いており、本県の交通情勢は依然として厳しい情勢にあります。近年においても高齢運転者による事故、子どもが犠牲となる痛ましい事故が後を絶たず、特に、次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守っていくことが重要であります。

交通事故の防止は、県、県警察、各自治体、関係民間団体だけではなく、県民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であるとして、令和 3 年 4 月には、「群馬県交通安全条例の一部を改正する条例」の施行及び「群馬県交通安全教育アクション・プログラム」の改定、令和 7 年 3 月には「第 2 次群馬県自転車活用推進計画」の策定など、各種交通安全対策の基となる諸規定を改めるなどしてまいりました。今後も、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる総合的かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

「第 12 次群馬県交通安全計画」は、このような観点から、交通安全対策基本法の規定に基づき、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間に講ずべき交通安全施策に関する大綱を定めたものです。

「ぐんま・県土整備プラン 2025」における「誰もが安全・快適に移動でき、人と人、人と地域のつながりを生み出す群馬県の実現」に向け、行政機関や民間事業者が連携・協力し、地域の交通実態等に即した施策を強力に推進していきます。